

○双葉町心の復興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、地域のつながりに満ちた豊かな生活と東日本大震災前の町の賑わいを取り戻すため、人と人との交流と住民主体の地域づくり活動（以下「双葉町心の復興事業」という。）の推進を図ることを目的とし、双葉町心の復興事業を実施する者（以下「事業者」という。）に対し、双葉町心の復興事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その実施にあたっては、双葉町補助金等の交付等に関する規則（昭和41年双葉町規則第4号。以下「補助金等規則」という。）、双葉町補助金交付要綱（昭和41年双葉町告示第5号。以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 定款、規約その他これらに類するものを有していること、又は補助事業の実施期間中にこれらが整備される予定であること。
- (2) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動（政策提言活動は除く。）を主たる目的としていないこと。
- (4) 双葉町暴力団排除条例（平成26年双葉町条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等若しくはその統制の下にないこと。

(補助対象事業)

第3条 町長は、前条の目的を達するため自らが主体的に参画し活動するための次の各号の事業（以下「補助対象事業」という。）を継続的に実施する事業者に対し、補助する。ただし、営利を目的とした事業及び主たる内容を一括して外部に委託する事業は除くものとする。

- (1) 地域コミュニティの再生及び新たな構築に向けた事業
- (2) 町民の心身のケアや生きがいをいづくりに向けた事業

(3) 震災の風化防止や地域活性化に向けた事業

(4) その他、町長が認める事業

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等規則の規定に基づき、補助金交付申請書等に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 双葉町心の復興事業計画書（様式第1号）

(2) 補助事業者等概要書（様式第2号）

(3) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付額)

第5条 町長は、別表に定める基準額により交付額を定めるものとする。

2 町長は、前項の交付の決定を行うに当たり、前条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 町長は、前条第2項ただし書の規定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(消費税等仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第6条 補助事業者は、補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により

補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、双葉町心の復興事業仕入れに係る消費税相当額報告書（様式第3号）により速やかに町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、補助金等規則及び補助金交付要綱に基づくものとする。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

基準額	対象経費	補助上限額	補助対象期間
補助対象事業に要する経費 ※営利事業は除く	双葉町心の復興事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、助成金、委託料、工事費、使用料及び賃借料、備品購入費	1事業当たり2,000千円を上限とする。（注）事業実施の効果が特に高いと見込まれる事業の場合、1,500千円の範囲内で、上記の額に町長が認めた額を加算する。	原則1年とする。 なお、発展的な事業等において、町長が必要と判断する場合においては、補助の継続を認めることができる。

注1 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはならない。

- (1) 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- (2) 他からの転用が可能と認められる機械装置等
- (3) 印刷物等を販売する場合の印刷製本費
- (4) 敷金等の後日返金される経費
- (5) 補助対象事業のみに使ったか明確に切り分けできない経費

注2 補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日の属する年度の事業着手日から当該年度の3月31日までの期間とする。